

ホームページ作成支援事業

◆補助対象者

区内中小企業者・区内中小企業者となる予定の「起業予定者」

区内中小企業者によって組織された団体

※区内中小企業者とは、個人事業主の場合は、区内に主たる事業所があるもの。

法人の場合は、区内に本店登記地と主たる事業所があるもの。

※同一の法人または個人において、過去にホームページを作成している場合は対象外(新規でECサイトを作成する場合を除く)

補助件数:58件予定(うち30件は小規模企業者枠とします)

※小規模企業者=中小企業基本法で以下のように定義しています。

製造業その他…従業員20人以下/商業(卸売業・小売業)・サービス業…従業員5人以下

◆補助対象経費

新設のホームページの作成にかかる外部委託経費

新設のECサイト作成にかかる外部委託経費

※既にホームページを開設している事業者がECサイトを新設する場合を含む。

対象外となる経費(例)

※ホームページを自作する場合のテキスト購入費・掲載画像の撮影委託費等

※パソコン・通信経費等の設備にかかる費用

※既に存在するWebページの更新・再開にかかる費用

※独自ドメインを持たない(他の管理するWebページの一部等)ホームページ・ECサイトの作成費

◆補助金額

補助対象経費(税抜)の2分の1以内で、上限5万円

※千円未満は切り捨て。補助対象経費(税抜)が10万円を超える場合は、一律で補助金額は5万円となります。

※事業完了報告までに経費の支出を行ったものが補助対象となります。

◆受付期間

【交付申請】令和6年2月21日(水)まで

【完了報告】令和6年3月13日(水)まで

※申込み多数の場合は、受付期間内でも受付を終了する場合がございます。

※代行業者による申込みは、受け付けておりません。

◆手続方法 裏面「補助金交付の流れ」参照

◆注意事項

交付申請は、ホームページ・ECサイトを一般公開(アップロード)する前に行ってください。

交付申請と同年度内に、ホームページ・ECサイトの開設、事業完了報告を行ってください。

※分割払い等で年度内のお支払い額が交付申請時の補助対象経費と異なる際は、補助金交付額が変更となる場合がございます。

◆問合せ先・受付窓口

豊島区 文化商工部 生活産業課 商工グループ

住 所:豊島区南池袋2-45-1

電 話:03-4566-2742/FAX:03-5992-7088/A0029099@city.toshima.lg.jp

URL:https://www.toshima-biz.com/03_hojokin_hp.html

補助金交付の流れ

- ホームページ作成支援事業 -

1 交付申請

申請者は区に以下書類を提出し、補助金交付の申請を行っていただきます。（持参・郵送どちらでも可）

<必ずHP完成前に申請してください!!>

ホームページ作成の準備段階か、作成を開始していても一般公開前に「交付申請」を行ってください。

- ① 補助金交付申請書【ダウンロード可※】
- ② 事業計画書【ダウンロード可※】
- ③ 見積書の写し
- ④ 下表の該当のものを提出（写し可）

	提出書類
個人事業主	・区内に主たる事業所があることを証明できる書類（税務署の受付印のある個人事業の開業届出書、営業許可書等） ・個人事業税の納税証明書（非課税の場合は確定申告書） ※開業1年未満は個人事業税の納税証明書は不要
法人	・履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの） ・法人都民税・事業税の納税証明書（または非課税証明書） ※開業1年未満は法人都民税・事業税の納税証明書は不要
区内中小企業者で組織された団体	・団体規約及び会員名簿
起業予定者	・「事業完了報告」までに本表の該当のものを提出

- ⑤ 会社案内（会社名、代表者名、所在地、連絡先、事業内容がわかるもの）
※ただし、【法人】履歴事項全部証明書の写し、【個人】開業・廃業等届出書の写しでも可

2 交付決定通知

区は書類を審査し、補助対象となれば「補助金交付決定通知書」を送付します。

<交付決定通知を受取後、一般公開（アップロード）してください!!>

3 事業完了報告

申請者は区に以下書類を提出し、ホームページ作成完了の報告を行っていただきます。（持参・郵送どちらでも可）



としま企業支援サイト登録フォーム

- ① 事業完了報告書【ダウンロード可※】（押印は「交付申請」と同じ印をお願いします）
- ② 収支報告書兼口座振替依頼書【ダウンロード可※】
- ③ ホームページ作成委託料の請求書の写し
- ④ 委託料の支払いが確認できるもの（振込明細書・領収書等）の写し
※支払主・支払先・金額・支払日の表示があること
- ⑤ 作成したホームページの写し ※会社名・屋号・事業内容等の掲載があること
- ⑥ としま企業支援サイト掲載申込書 ※登録企業は提出不要

4 交付確定通知

区は書類を審査し、「補助金額確定通知書」を送付します。

振込まで1か月程度かかることがあります。ご了承ください。

5 補助金振込

区は収支報告書兼口座振替依頼書に記入された口座に補助金を振り込みます。

※【ダウンロード可】とある書類については、以下ホームページから様式がダウンロードできます。
「としまビジネスサポートセンター補助金 https://www.toshima-biz.com/O3_hojokin_hp.html」